

議第22号

令和5年度高島市下水道事業会計予算案

(総則)

第1条 令和5年度高島市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化人口		38,730 人
(2) 年間総排水量		5,683,000 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均排水量		15,527 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	下水道建設事業	143,575 千円
	流域下水道建設事業に係る市町負担金	172,603 千円

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 下水道事業収益			2,601,100 千円
第1項 営業収益			930,287 千円
第2項 営業外収益			1,670,812 千円
第3項 特別利益			1 千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用			2,601,100 千円
第1項 営業費用			2,320,256 千円
第2項 営業外費用			274,844 千円
第3項 特別損失			4,000 千円
第4項 予備費			2,000 千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額762,656千円は、過年度分損益勘定留保資金158,378千円および当年度分損益勘定留保資金604,278千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,059,196千円
第1項 企業債		248,900千円
第2項 出資金		755,564千円
第3項 補償金		1,000千円
第4項 補助金		45,900千円
第5項 負担金		7,832千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,821,852千円
第1項 建設改良費		316,178千円
第2項 企業債償還金		1,505,674千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
朽木浄化センター維持管理業務	令和6年度から 令和10年度まで	63,360千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	172,300千円	普通貸借又は 証券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金および地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	16,800千円	普通貸借又は証券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金および地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる
特定環境保全公共下水道事業	59,800千円	同上	同上	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 58,251千円

令和5年2月21日

高島市長 福井正明